

定 款

公益社団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会

沿 革

制 定 昭和 4 2 年 4 月 4 日（社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会設立）		
同 上 認 可	昭和 42 年 4 月 17 日	水産第 1 9 3 号指令
第 1 次 一部変更認可	昭和 49 年 8 月 31 日	水産第 5 6 6 号指令
第 2 次 一部変更認可	昭和 50 年 7 月 30 日	水産第 3 6 2 号指令
第 3 次 一部変更認可	昭和 51 年 6 月 9 日	水産第 2 7 3 号指令
第 4 次 一部変更認可	昭和 55 年 8 月 8 日	水産第 3 9 4 号指令
第 5 次 一部変更認可	昭和 56 年 6 月 11 日	水産第 3 4 8 号指令
第 6 次 一部変更認可	昭和 60 年 6 月 6 日	水産第 3 5 5 号指令
第 7 次 一部変更認可	昭和 63 年 7 月 15 日	栽培第 5 8 2 号指令
第 8 次 一部変更認可	平成 7 年 5 月 29 日	栽培第 8 9 号指令
第 9 次 一部変更認可	平成 11 年 8 月 6 日	栽振第 5 4 9 号指令
第 10 次 一部変更認可	平成 12 年 7 月 6 日	栽振第 2 3 1 号指令
第 11 次 一部変更認可	平成 14 年 6 月 17 日	栽振第 2 1 4 号指令
第 12 次 一部変更認可	平成 18 年 8 月 23 日	漁管第 1 5 6 2 号指令
第 13 次 一部変更認可	平成 19 年 6 月 26 日	漁管第 1 0 2 0 号指令
制 定 平成 25 年 4 月 1 日（公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会設立）		
同 上 認 可	平成 25 年 4 月 1 日	
第 1 次 一部変更認可	令和 7 年 6 月 11 日	
第 2 次 一部変更認可	令和 8 年 6 月 10 日	

目 次

第1章 総 則	1
第2章 目的及び事業	1
第3章 会 員	2
第4章 総 会	3
第5章 役 員	5
第6章 理 事 会	6
第7章 資産及び会計	7
第8章 定款の変更及び解散	9
第9章 公 告 の 方 法	10
第10章 情 報 公 開 等	10

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、北海道内のさけ・ます増殖事業を効率的かつ安定的に推進するため、団体等が実施する事業の調整及び指導並びに助成等の事業を推進し、さけ・ます資源の維持増大に務め、もって国民への安全で安心な水産物の安定供給に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ふ化放流計画素案の作成、種卵の需給調整、調査研究並びに増殖技術者の教育及び養成等のさけ・ます増殖事業の調整及び指導
- (2) さけ・ます増殖事業への支援
- (3) さけ・ます増殖事業の啓発、種卵等の提供
- (4) さけ・ます人工ふ化放流の実施
- (5) 全道のさけ・ます増殖事業に必要な環境保全対策
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 北海道内に住所を有する、この法人の事業に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会で推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める基準により、理事会に申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、総会において別に定める基準により、理事会に退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上13名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。会長以外の理事のうち3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事のうち2名は、正会員外から選任することができる。

3 監事のうち1名は、正会員外から選任することができる。

4 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金・助成金などの収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(寄付金等の取扱い)

第36条 この法人の設立以降に取得した財産のうち、前条第4号に規定する寄付金については、その相当部分を第4条に定める事業にしようするものとし、その取扱いについては別に定める寄付金受入規程によるものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむ得ない理由によって前項の電子公告をすることができない場合は、北海道において発行する北海道新聞に掲載する方法による。

第10章 情報公開等

(情報公開等)

第43条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は今井鐵男、専務理事は上田勉とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の改定は、令和7年6月11日より施行する。

附 則

この定款の改定は、令和8年6月10日より施行する。